

新見市新見文化交流館及び新見市立中央図書館喫茶室

指定管理者募集要項

1 施設の概要

新見市新見文化交流館

- (1) 名 称 新見市新見文化交流館
- (2) 所 在 地 新見市新見 1 2 3 番地 2
- (3) 設置目的 地域住民の芸術・文化の振興並びに福祉の増進を図る。
- (4) 業 務
 - ア 交流館の管理運営に関すること
 - イ 芸術文化活動の振興に関すること
 - ウ 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業詳細は、新見市新見文化交流館及び新見市立中央図書館喫茶室指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）を参照すること。
- (5) 施設概要
 - ア 敷地面積 1 2, 0 0 0. 6 3 m²（敷地内の新見中央図書館を含めた面積）
 - イ 延床面積 6, 8 4 4. 3 7 4 m²
 - ウ 施設構造 R C 造一部 S R C ・地上 4 階
 - エ 施設内容 大ホール（1, 0 0 1 席）、小ホール（3 0 0 席）、展示ホール（ギャラリー）、控室、楽屋（3 室）、スタッフ室、音楽練習室、ふれあい広場、駐車場（屋内外）約 2 0 0 台
 - オ 利用状況（利用件数、管理経費実績等） 別表 1 のとおり
- (6) 開館時間・休館日等
 - ア 開館時間 午前 9 時から午後 1 0 時
 - イ 休館日
 - ・月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）
 - ・1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までの日
 - ・館内整理期間

新見市立中央図書館喫茶室

- (1) 名 称 新見市立中央図書館喫茶室
- (2) 所 在 地 新見市新見 1 2 3 番地 2
- (3) 業 務
 - ア 来館者への憩いと交流の場の提供
 - イ 喫茶室の施設及び附属設備の維持及び管理に関する業務
 - ウ その他喫茶室の運営に必要な業務
- (4) 施設概要 R C 造一部 S R C
 - ア 延床面積 8 5. 2 5 m²
 - イ 施設内容 喫茶ルーム、厨房設備

ウ 利用状況（利用者数、管理経費実績等） 別表 2 のとおり

（５）開館時間・休館日等

- ア 開業時間 午前 11 時から午後 7 時
- イ 休館日
 - ・ 月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）
 - ・ 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日
 - ・ 新見市立中央図書館館内整理日
 - ・ 新見市立中央図書館特別整理期間

2 指定管理者が行う管理の基準

新見市新見文化交流館条例（令和 3 年新見市条例第 41 号）、新見市新見文化交流館条例施行規則（令和 3 年新見市規則第 48 号）、新見市立中央図書館条例（平成 12 年新見市条例第 48 号）、新見市立中央図書館条例施行規則（平成 28 年教育委員会規則第 6 号）、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年新見市条例第 14 号）、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する規則（平成 17 年新見市規則第 13 号）及び業務仕様書に規定するとおりとする。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は次のとおりとし、具体的内容については、業務仕様書を参照すること。

新見市新見文化交流館

（１）施設等の利用の許可に関する業務

- ア 新見文化交流館の施設及び設備、備品の利用承認等に関する業務
- イ 新見文化交流館の利用料金の設定及び収受等に関する業務
- ウ 新見文化交流館の運営に関する業務
- エ 新見文化交流館及び本市の文化芸術振興に関する広報業務

（２）施設及び設備の維持管理に関する業務

- ア 新見文化交流館の施設等の維持管理及び修繕（大規模修繕を除く。）に関する業務

（３）その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務

- ア 新見文化交流館で開催する公演等のチケット販売に関する業務
- イ 利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務
- ウ 利用者アンケートなど来館者の利便性向上に必要な業務
- エ 防災等に関する業務（災害時における避難所としての業務）

※従来、指定管理業務の一部であった「文化芸術の振興に関する業務」（自主企画のコンサート、講座、イベント等）は、本指定管理業務には含まない。個別委託事業（「主催事業」として別途契約）として実施するため、本指定管理の収支計画書および業務計画書には含めないよう留意すること。

新見市立中央図書館喫茶室

- (1) 軽食・飲料などのメニュー企画と提供
- (2) 来館者への憩いと交流の場の提供
- (3) 喫茶室の施設及び附属設備の維持及び管理に関する業務
- (4) 利用者アンケートなど来館者の利便性向上に必要な業務
- (5) その他喫茶室の運営に必要な業務

4 指定管理者の指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5 指定管理料（賃金・物価スライドを含む）及び利用料金に関する事項

(1) 指定管理料

ア 施設の管理運営に要する経費に充てるため、市は、指定管理者に対し、指定管理料を支払う。

イ 指定管理料の年度ごとの限度額は、45,100千円（消費税及び地方消費税を含む）である。当該税相当額は当該限度額の110分の10に相当する額である。

ウ 指定管理料の額は、公募の際に提案のあった金額の範囲内で、業務内容の変動を踏まえ、毎年度、市と指定管理者が締結する年度協定において定める額とする。

なお、指定期間中に利用料金基準額の改定をする場合は、改定内容を踏まえ指定管理料の額を定めるものとする。

エ 指定管理料は、自主事業に要する経費に充ててはならない。

オ 指定管理者が管理の業務を実施するため、指定管理料により自らが取得した物品等は、原則として、市に帰属するものとする。

カ 指定管理料は、原則として精算行為を行わず、指定管理者の経営努力により生じた剰余金については、原則として指定管理者の利益とする。

キ 指定管理料は、会計年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）に支払うものとし、支払時期、方法については別途、協定書で定める。

ク 次のとおり、賃金及び物価に関する指標の変動を指定管理料に毎年反映（賃金・物価スライド）させることとし、その旨を基本協定書において規定する。

【基本協定書における賃金・物価スライドの規定内容】

責任の分担を定める条項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、市又は指定管理者の申出（申出期限：各年度11月15日）があったときは、別紙の算定方法によって算定した額により、指定管理料を変更するものとする。

(1) 100に令和8年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率（岡山県人事委員会が年度ごとに示す職員の給与等に関する報告並びに勧告の概要（これに相当するものを含む）における月例給の改定率をいう。）に1を加えた数を乗じて算定した数値（小数点以下第2位を四捨五入）が100以外のとき。

(2) 令和8年9月公表対象の企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸）（日本銀行調査統計局が公表するものをいう。）を100とした場合の、各年度の8月公表対象における指数が97未満のとき又は103を超えるとき。

(2) 利用料金

- ア 地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用し、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとする。なお、指定管理者が自ら行う事業にかかる収入も同様とする。
- イ 利用料金の額は、施設条例に定める範囲内で、指定管理者が市の承認を受けて設定するので、収支予算書に明示すること。なお、施設条例に定める利用料金の範囲は、指定開始まで又は指定期間中に改定する場合があるため、利用料金はこれを踏まえて適宜、検討及び再設定するものとする。
- ウ 指定管理者の業務に係る会計は、指定管理者となる団体の他の会計とは区分して経理し、専用の口座で管理すること。

(3) 使用料

新見文化交流館の電気使用料、喫茶室の上下水道使用量及び電気使用料は市が負担する。なお、これらの使用に当たって指定管理者は、節水・節電及び適正な使用と管理に努めること。

6 応募資格

(1) 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（法人格は不要。以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 新見市及び岡山県の指名停止措置を受けていること
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- カ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- キ 国税及び地方税に未納がある者
- ク 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 暴力団員等（新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (イ) 暴力団（新見市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

- ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定し、指定申請の際にグループを構成したことを証する協定書を提出すること。この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。
- イ 当該グループの全構成員が、(1)及び(2)の応募資格を有する必要があること。

ウ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。

エ 応募に関する事務は、全て代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。また、市が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

(4) 喫茶室の営業に必要な許認可、免許を有するまたは取得予定であること。

7 指定の申請の方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和8年9月18日（金）から令和8年10月14日（水）までの
平日午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 下記の問い合わせ先のとおり

ウ 配布方法 上記で直接受け取るか、次のURLからダウンロードすること。

HP：www.city.niimi.okayama.jp

(2) 募集説明会（現地説明会）

ア 参加手続 令和8年10月8日（木）午後5時までに下記の問い合わせ先に、法人等名及び参加者名をFAX又は電子メールで送信後、電話で参加の受付確認を行うこと。

ア 開催日時 令和8年10月13日（火）午後1時30分から2時間程度

イ 開催場所 新見市新見123番地2 新見文化交流館 小ホール

(3) 質問方法

質問がある場合は、令和8年10月14日（水）午後5時までに、FAX又は電子メールで、下記の問い合わせ先へ質問すること。電話や来訪など口頭での問い合わせは受け付けない。

(4) 回答方法

受け付けた質問に対する回答を取りまとめ、FAX又は電子メールで回答する。

(5) 指定申請書の受付

指定申請を行おうとする法人等は、次のとおり書類を提出すること。なお、審査の過程で追加資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

ア 指定申請の提出書類

(ア) 指定申請書（様式第1号）

(イ) 施設の管理に関する事業計画書（様式第2号）

(ウ) 施設の管理に関する収支予算書

(エ) 定款その他の団体の活動方針を示す書類

① 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

② 法人登記事項証明書（法人が応募する場合のみ、申請の日において発行の日から3ヶ月以内のもの）

③ グループ構成表及び協定書（グループを構成して応募する場合のみ）

(オ) 本事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

(カ) 前事業年度及び前々事業年度における法人等の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（申請の日を含む事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産

目録)

(キ) 前事業年度における国税及び地方税の納税証明書（コピー可、申請の日において発行の日から3ヶ月以内のもの）

(ク) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(ケ) 欠格事由に該当しない旨の申立書及び暴力団排除のための照会承諾書

(コ) その他

イ 提出部数 正本1部・申請書データ

ウ 受付期間 令和8年10月15日（木）から令和8年10月23日（金）までの間
平日午前9時から午後5時まで

エ 提出場所 下記の問い合わせ先と同じ

オ 提出方法 下記の問い合わせ先へ持参すること。

8 指定管理者の審査基準及び配点

新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例 第5条	審査項目	審査の視点	配点 設定
利用者の平等な利用を確保することができるものであること	◎管理運営の基本方針	○公の施設としての設置目的への理解 ○市の管理運営方針との整合性	15点
公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること	◎サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	○サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果 ○利用促進に向けた方策 ○利用者ニーズの把握と管理運営への反映の各方策 ○専門職など職員の配置計画	15点
	◎危機管理に関する取組	○災害等緊急時の対応 ○事故防止の取組や事故発生時の対応（施設の安全点検計画の策定など） ○個人情報の保護 ○秘密漏洩防止・情報管理への対応 ○利用者からの苦情への対応	15点
	◎効率的な管理運営に関する取組	○指定管理料の要望額 ○収支計画の妥当性、実現の可能性 ○効率的な維持管理計画	15点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	◎申請者の管理運営体制	○組織体制 ○類似施設の管理実績	15点
	◎法令等の遵守状況	○労働法令その他の関係法令等についての監督官庁からの指導等の状況	15点
	◎申請者の経理的基礎	○申請者の経営状況、財務体質、事業実績	15点

	◎申請者の技術的能力	○施設管理に係る技術的能力（専門職員や専門技術の保有状況）	15点
その他	◎社会貢献等への協力・貢献の状況	○障がい者等の雇用状況 ○ISOなど環境政策への取組状況 ○男女共同参画に関する取組状況 ○その他	10点
合計			130点

9 指定管理者の選定スケジュール

（１）選定委員会の設置

指定管理者候補を選定するため、新見市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（２）資格審査

所管課において、申請者の資格審査を行う。資格がないと認めた者については、その旨及び選定委員会での審査を行わない旨を通知する。暴力団排除に係る要件については、適宜、警察への照会を行う。

（３）申請者によるプレゼンテーション

申請者によるプレゼンテーションを選定委員会の場で実施する。

（４）選定委員会による審査

選定委員会は、各申請者の申請書類について、前記「８ 指定管理者の審査基準及び配点」（以下「審査基準」という。）により審査を行い、原則として、各委員が付けた得点を集計し、委員の過半数を得た申請者を指定管理の候補者に選定する。

ただし、市として求めるサービス水準を確保するため、審査基準のうち「管理運営の基本方針」に係る項目について、各選定委員の採点の合計点が満点の６割未満の場合には、選定委員会において２次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成でないと判断した場合は失格とする。

（５）選定結果の通知方法

選定結果については、各申請者に書面で通知する。

（６）指定管理者の指定

指定管理者候補は、市議会での議決を経て、指定管理者として指定される。

10 協定書の締結

市議会にて指定及び予算が議決された後、管理運営の開始までの間に、市と指定管理者は協議の上で、施設の管理運営に係る具体的な項目について協定を締結する。協定には、指定期間全体に関する包括的な「基本協定」と、必要に応じて年度ごとに締結する「年度協定」がある。

11 管理継続が困難となった場合の措置

（１）指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務を継続することが困難になった場合、

又はそのおそれが生じた場合は、市は、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。

イ 指定管理者が管理業務の改善等に関する指示に従わないときや、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務を継続することが困難となったときは、市は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

ウ 市が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、市は、指定管理料の全部又は一部の支払を行わず、既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、市に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができるものとする。

エ 指定管理者が指定の取消し等により次期指定管理者へ管理業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう必要な対応を行わなければならない。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市、指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、指定管理予定候補者として、次点候補者と施設の管理に関する協議を行うことがある。

12 リスク分担に関する事項

市と指定管理者の間におけるリスク分担の方針は別表3（リスク分担表）のとおりとする。なお、別表3に定める事項で疑義がある場合又は別表3に定めのないものについては、市と指定管理者があらかじめ協議の上で決定するものとする。

13 その他

(1) 提出された書類は、返却しない。

(2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は必要な場合は、申請書類の一部又は全部を無償で利用できるものとする。

(3) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(4) 提出された書類は、新見市情報公開条例（平成17年新見市条例第23号）並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新見市個人情報保護法施行条例（令和4年新見市条例第36号）の規定に基づく、情報公開請求の対象となる。

(5) 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(6) 申請者の名称、代表者、所在地等は、公表することがある。

(7) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とする。

(8) この施設は災害時における避難所として指定されているため災害時には避難所となる可能性がある。この場合において、指定管理者は市の指示に従うこと。

14 問い合わせ先

〒718-8501 新見市新見310番地3

新見市教育委員会教育部生涯学習課文化スポーツ係 担当：家本

電話番号：0867-72-6148

FAX番号：0867-72-6120

メールアドレス：s-gakushu@city.niimi.lg.jp

(メールの表題に「新見文化交流館の指定管理の件」と記載すること。)

ホームページURL：www.city.niimi.okayama.jp

別表 1

新見文化交流館 利用状況・管理経費実績

(單位：件)

		施 設 種 別					合 計
		大ホール	小ホール	音楽練習室	ギャラリー	ふれあい広場	
施設利用 件 数	令和４年度	45	143	203	10	2	403
	令和５年度	69	150	237	16	1	473
	令和６年度	48	157	190	13	2	410
	令和７年度	58	188	214	13	2	475

(単位：千円)

[illegible]

新見市立中央図書館中央図書館喫茶室 利用状況・管理経費実績

(単位：人)

施設利用 人 数	令和 4 年度	6,223
	令和 5 年度	4,599
	令和 6 年度	5,387
	令和 7 年度	4,533

(単位：千円)

[illegible]

別表3（リスク分担表）

種類	内容	市	指定 管理 者
施設・設備の損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①修繕（1件が30万円以上のもの及び市と指定管理者が協議の上決定するもの）	○	
	②上記①以外のもの		○
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
法令又は税制の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令変更又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②上記①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	施設等に係る火災保険等の加入	○	
	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②上記①以外のもの	○	